

※会場などにお越しの際は、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力ください。また、状況により延期や中止となる可能性があります。

### 改定された保険料で送付します 介護保険料額決定通知書

元気高齢課・☎22270

対象 65歳以上の方

発送時期 7月上旬

納付方法

▽年金から差し引き(特別徴収)

Ⅱ決定通知書で徴収額などを

通知

対象 年額18万円以上の年金

を受給している方

▽納付書(普通徴収)

Ⅱ各公民館(織姫・助戸を除

く)または金融機関で納付

対象 年度途中で65歳になつ

たなどの理由で、特別徴収の

対象にならない方

※特別徴収で納めていた方に、

納付書が届くこともありますの

で、忘れずに納めてください。

※納付は口座振替が便利です。

保険料の賦課期日 4月1日

※年度途中で65歳になった方や、

転入した方は、誕生日の前日や

転入日が賦課期日となり、保険

料額は月割になります。

○保険料を1年以上滞納すると

滞納期間に応じて、次の措置

がとられます。

▽償還払いⅡサービスを利用し

たときに全額を支払い、保険

給付分は申請により後日受領

▽給付額の減額Ⅱ自己負担が3

割または4割になります。

▽新しい負担割合証の送付

介護サービス利用時の自己負

担割合を記載した負担割合証を

送付

○サービス利用の自己負担割合

昨年中の所得などに基づき1

割〜3割

対象 介護認定を受けている方

送付時期 7月中旬

有効期間 本年8月1日〜翌年

7月31日

▽食費・居住費の軽減制度

対象 市民税非課税世帯の方で

預貯金などの資産が、次の本人

の年間収入(本人の年金収入額

+その他の合計所得金額)に応

じた上限額を超えない方

預貯金などの資産上限額

▽年間収入80万円以下Ⅱ預貯金

などの合計が650万円

※夫婦は1650万円。

▽年間収入80万円超120万

円以下Ⅱ預貯金などの合計が

550万円

※夫婦は1550万円。

## 事例から学ぶ!消費者トラブル



CASE 56 携帯電話料金が普段の5倍に!?

携帯電話会社から1万5000円の利用料金の請求があった。毎月3000円ほどなので驚いて利用明細を取り寄せたところ、5時間通話した履歴があった。電話をかけた認識はあるが、長時間話した覚えは無い。



スマホの通話の切り忘れに注意!

スマホで通話をして、切ったつもりが切れておらず料金が高額になるトラブルが多発しています。発信・受信者双方が切り忘れた、通話終了ボタンでなくホームボタンを押した、通話中にほかのアプリを起動させ通話を切り忘れた、などの原因が考えられます。かけ放題の通話オプションに未加入の場合、高額な料金になるため要注意です。



迷ったら、すぐ電話!

消費生活センター・☎1211

平日午前9時~午後4時

## 新型コロナウイルスにかかる 介護保険料の減免

元気高齢課・☎22270

次のいずれかに該当する方は、

申請により保険料が減免となる

場合があります。

対象要件

①主たる生計維持者が、新型コ

ロナウイルス感染症により、死

亡または重篤な傷病を負った第

一号被保険者であること

②主たる生計維持者が、新型コ

ロナウイルス感染症の影響によ

り、本年の収入の減少が見込ま



れる第一号被保険者で、次のすべてに該当する方

▽主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下事業収入等)で収入の種類ごとにみた本年の収入のいずれかが、昨年中と比べて3割以上減少する見込みである

▽主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

※申請には、対象要件に該当することを証明する必要書類などの写しを必ず添付してください。※申請書は、市ホームページか

ら入手できますが、ご連絡をいただければ返信用封筒とともに郵送します。

申請期限 翌年3月31日(木)

### 新型コロナウイルスにかかる健康保険の支援制度

国民健康保険については

☎202147

後期高齢者医療制度については

☎202184

令和3年度国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料の減免

次のいずれかに該当すると、申請により保険税(料)が減免となる場合があります。

対象要件

## 気軽にご相談ください 自衛官募集相談員

自衛隊足利地域事務所  
☎⑦0230

自衛官募集相談員は、志願者への情報提供や広報活動などを行っています。

なか	やま	とみ	お	(板	倉	町)
かど	ま	富	夫	(山	川	町)
門	脇	まさ	よし	(大	前	町)
た	の	征	一郎	(島	田	町)
田	野	かつ	お	(今	福	町)
ふ	地	つち	夫	(助	戸	三丁目)
く	ち	勝	たく	(八	幡	町一丁目)
福	槻	すみ	み	(助	戸	一丁目)
お	む	純	巧	(駒	場	町)
お	村	お	隆	(八	幡	町一丁目)
大	は	お	お			
北	ら	さ	収			
くり	原	まさ	幸			
栗	た	まさ	よし			
しば	田	政	芳			
柴	だ	こう	一			
しま	竹	宏				
嶋	た					
なが	け					
	長					



①世帯主が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯

②世帯主が同感染症の影響により本年中の収入の減少が見込まれる世帯で次のすべてに該当する世帯

▽事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入で、種類ごとに見た本年中の収入のいずれかが、昨年中に比べて3割以上減少する見込みである

▽昨年中の所得の合計が1千万円以下であること

▽収入減少が見込まれる種類の所得以外の昨年中の所得の合計が400万円以下である

※申請には、対象要件に該当することを証明する必要書類などの写しを必ず添付してください。※申請書は、市ホームページから入手できますが、ご連絡をいただければ返信用封筒とともに郵送します。

申請期限 翌年3月31日(木)

傷病手当金の支給(対象期間の延長)

国民健康保険または後期高齢

## 7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間

青少年センター・☎202228

危険は身近なところに  
潜んでいます!

私たちにできることを考えて、家庭、学校、地域、職場が一体となって取り組みましょう。



者医療制度の被保険者のうち、会社などに勤務し、給与などの支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染し(感染が疑われる場合も含む)、療養のため労務に服することができず、その間の給与の支払いが受けられない場合、申請により傷病手当金の支給を受けることができません。

対象となる期間 昨年1月1日～本年9月30日

※感染状況によって、対象期間が右記より延長となる場合があります。お問い合わせください。

